草幼発第2693号令和3年8月31日

草津市就学前教育・保育施設 保護者の皆様

> 草津市子ども未来部 幼 児 課 長

## 草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症予防対策 ガイドライン令和3年度④について(お知らせ)

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

また、保護者の皆様方におかれましては、家庭内においても感染予防対策や、お子様の体調管理に努めていただき、ありがとうございます。

このたび滋賀県において、令和3年8月27日(金)から令和3年9月12日(日)の期間、緊急 事態宣言が発令されました。

これを受けて本市においては、就学前教育・保育施設における「新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン令和3年度④」を策定いたしました。今後も保護者の皆様と共に子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 【草津市就学前教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症 予防対策ガイドライン令和3年度④】(別紙参照)
- 2 【御家庭で配慮や注意をしていただきたいこと】
  - ・保育施設と連携していただき、毎朝の検温をお願いします。
  - ・風邪症状がある場合は必ず伝えてください。また、同居の御家族も検温や体調確認に 取組んでいただき、体調面で気になることがあれば施設にお伝えください。
  - ・咳エチケットやうがい、手洗いをして衛生管理に努めてください。
  - 十分な睡眠をとって体を休め、免疫力を高めてください。
  - ・バランスのとれた食事等に留意してください。
  - ・早寝・早起きを心がけ、生活のリズムが乱れないようにしてください。

子ども未来部幼児課指導研修係

TEL 0 7 7 - 5 6 1 - 6 8 7 8

FAX 0 7 7 - 5 6 1 - 6 7 8 0